

白河市合併２０周年記念冠事業募集要綱

(趣旨)

第１条 この要綱は、本市の合併２０周年を記念し、「白河市合併２０周年記念事業」又は「白河市合併２０周年」の冠称を使用して実施する事業（以下「冠事業」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第２条 対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (１) 市内に活動拠点を置き、市の振興若しくは公共的活動を目的として結成された団体、市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する者が実施する事業で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 本市への愛着や誇りを育むもの
 - イ 歴史、伝統、文化等本市の個性を活かしたもの
 - ウ 賑わいを創出し、地域の活性化又は交流人口の増加に寄与するもの
- (２) 令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに実施する事業
- (３) 市民を参加対象とし、市内で開催される事業

２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象としない。

- (１) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがある事業
- (２) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある事業
- (３) 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業（市の振興に寄与すると認められる事業を除く。）
- (４) 白河市暴力団排除条例（平成２４年１０月５日条例第３１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員等が関与している事業
- (５) その他市長が適当でないと認めた事業

(事業の申請)

第３条 冠事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、冠称の使用を開始しようとする日の３０日前までに、白河市合併２０周年記念冠事業承認申請書（第１号様式）に事業の内容が分かる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(事業の承認)

第４条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、白河市合併２０周年記念冠事業承認通知書（第２号様式）又は白河市合併２０周年記念冠事業不承認通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

２ 前項の規定により承認を受けた者（以下「事業者」という。）は、事業の名称に「白河市合併２０周年記念事業」又は「白河市合併２０周年」の冠称を付して、当該事業を実施することができる。

3 事業者は、市ホームページによる事業周知の支援を受けることができる。

(事業中止等の届出)

第5条 事業者は、冠事業の中止又はその事業内容等の変更をする場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(承認の取り消し)

第6条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。

(1) この要綱の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により承認を得たとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(実績報告)

第7条 事業者は、冠事業の終了後30日以内に、白河市合併20周年記念冠事業実績報告書(第4号様式)に事業の実績が分かる書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

(紛争の解決)

第8条 事業者は、冠事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任において解決するものとし、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、冠事業の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。